

ロボット関連産業基盤強化事業会計処理 Q&A 集

平成31年3月26日

○補助対象事業に該当するかどうかについて

- Q1) 補助対象事業の要素技術の区分は「センサ」「知能・制御系」「駆動・構造系」「その他」だが、例えばバッテリーのように要素技術の開発・能力向上に向け付帯的に必要な技術開発は補助対象とならないのか。
- A1) 要素技術の開発・能力向上に向け付帯的に必要なもの（駆動・構造系の能力向上のためにバッテリーの改良が必須である、等）については、補助対象となる場合があります。
- Q2) 既にロボットに装着済みのセンサについて、より良いものに改良を加えたい。この場合、申請可能か。
- A2) 可能です。なお、ロボットに実装されているかどうかによらず、すでにあるものをグレードアップする計画については対象の要素技術の研究開発と分類します。
- Q3) 開発に際し、現在県内に拠点を建設中であり、建設前までは県外の別の研究機関で開発を進め、施設完成後県内での研究としたい。この場合、県外の研究施設も含まれるが申請することは可能か。
- A3) 県内の実施分について、他の実施場所の実施分と内容・経費を明確に区分でき、かつ県内の実施分のみで十分に成果を挙げられる見込みのある場合は申請できます。県外の研究施設等と内容が不可分である場合は、申請することができません。また、補助対象期間は県内の拠点完成後となります（完成が遅れた場合は補助事業開始日も遅れることとなります。）。
- Q4) 補助対象事業に「その他」の記載があるがどのような区分か。
- A4) 例えば、軽量化に向けた素材開発やソフトウェア開発などの「センサ」「知能・制御系」「駆動・構造系」の3つの分類では困難な場合は「その他」の区分としてください。その場合は、具体的な分野等の記載をお願いします。

○経理手続きについて（旅費）

- Q5) 人事異動または組織改正により、当初研究開発体制図に入っていない職員が補助事業について出張する必要が生じた。この場合、旅費は補助対象となるか。
- A5) すでに補助対象と認められている組織である場合は、人事異動等証明できる書類等を提出することで補助対象とできます。既存の部署に加えて新設の組織を補助対象とする場合は、組織改正後の研究開発体制図等の作成が必要です。
- Q6) 飛行機等を利用する出張で、欠航等によりキャンセル料が発生した場合は経費として認められるか。
- A6) やむを得ない事情（先方の急用により予定がキャンセルとなった、等）による場合は経費として認められます。また、天候不順による飛行機等の欠航により代替交

通手段を使用した場合の差額も旅費として経常できます。ただし、自己都合及び自社都合によるキャンセル料等は計上できません。また、キャンセル料等を経常した結果当初計画の補助対象経費を超える場合でも、そのことによる補助額の増額申請を行うことはできません。

- Q7) 海外出張で複数日滞在した場合、旅費の為替レートはどのように計算するか。
A7) 原則として、最初に両替を行った日の為替レートを使用してください。振込の場合は、振込当日の為替レートを使用してください。
- Q8) タクシーチケットによるタクシー料金の支払いは可能か。
A8) 可能です。その場合は領収書写しと理由書に加えタクシーチケットの写しも添付してください。ただし、支払いに係る各種手数料等は補助対象外です。
- Q9) 出張に際し荷物が多いためレンタカーを借りたい。この費用は旅費として認められるか。
A9) 補助事業で利用するロボットを運搬するため、公共交通機関と比較して安い等の合理的な理由がある場合は補助対象として認めます。使用により生じた高速代、駐車料金、ガソリン代については、必要書類を添付した上で、当補助事業にかかる部分のみ補助対象となります。

○経理手続きについて（消耗品費）

- Q10) 「購入時・納品時において当補助事業用に厳格に区分し管理している」状態とはどの程度の状態を指すか。
A10) 例えば、補助事業用の物品とそれ以外の物品で保管場所が異なり混同する可能性がない、補助事業用の物品それぞれにテプラ等でマーキングがしてある、等、外形上明白に区別できている状態を指します。
- Q11) 10万円未満のため、消耗品費で事業に使うパソコンを購入したい。この場合、補助対象経費に含めて良いか。
A11) 原則として認められません。機械設備費同様、事業終了後本プロジェクト以外に容易に転用可能な物品の購入は補助対象外です。
- Q12) 物品購入に伴う送料は補助対象となるか。
A12) 補助対象とします。ただし速達料金、深夜配送等にかかる特別料金は補助対象外となる場合がありますので、事前に相談をお願いします。

○経理手続きについて（機械設備費）

- Q13) 当該事業について、専用のパソコンが必要である。外形上転用可能ともとれるが、補助対象となるか。
A13) 理由書等を添付し、事業に必要なかつ容易に転用することが難しい（ex: 機械設備に付帯し一体として運用されている、等）と判断できる場合は、購入費用または補助対象期間についてリースまたはレンタルの費用を補助対象経費とします。
- Q14) 事業に必要な機械設備を導入するために、建屋の増築が必要となる。この場合、

増築するための費用を機械設備費として補助対象になるか。

A14) 建屋の増築費用は補助対象外となります。また、不動産の取得が必要な場合の費用も補助対象外となります。

Q15) リース契約に特約がついている。この費用は補助対象となるか。

A15) 特約については補助対象外です。

○経理手続きについて（外注費）

Q16) 研究の一部を大学等の研究機関にお願いしたいが、この費用は外注費に含まれるか。

A16) 事業の本質に関する部分の研究については、一切認められません。それ以外であれば外注費に計上できます。

○経理手続きについて（人件費）

Q17) 補助対象となる人件費は何か。

A17) 事業に直接従事する研究員等の従事者が当該補助事業に直接従事した時間に対する人件費が対象となります。なお、補助事業以外の業務に従事した時間、休憩時間、年次有給休暇取得時間は従事した時間には含まれません。

○経理手続きについて（開発費・実証試験費）

Q18) 実証試験のために屋外に土地を確保したい。この場合、補助対象となるのか。

A18) 事業実施期間のうち、必要と認められる期間については賃貸契約による場合のみ補助対象とします。購入・取得にかかる経費は補助対象外です。

Q19) 「安全確保のために必要な経費」とは、具体的にどのようなものか。

A19) 例えば、実証試験を行う際危険を伴うため、立ち入りを制限する用に配置するガードマン代、実証試験時に必要なため施設等が購入し用意した緩衝材代等が挙げられます。

○経費手続きについて（開発費・各種試験に伴う手数料等）

Q20) 「要素技術及びロボットを構成する部品のみに対する実証試験等で事業に必須と判断できないものは補助対象外」とあるが、具体的にどういうことか。

A20) 例えば、駆動系を構成するパーツ類を組み立てる前にパーツのみで強度測定試験を行うなど、直接事業の遂行に必要と判断できない場合の実証試験をいいます。ただし、例えばセンサの研究開発の場合にセンサそのものの能力を確認する試験など、事業に必要と判断できるものについてはこの限りではありません。

Q21) 屋外で実証試験を実施するにあたり、試験に必要な検査機器をリース契約した。この費用は機械設備費か、開発費か。

A21) 機械設備費に計上してください。

○経費手続きについて（開発費・指導費）

Q22) 1時間未満の時間数はどのように計算するか。

A22) 社内に謝金規定がない場合は、経済産業省「謝金の支払基準」を参考に30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げとしてください。

○経費手続きについて（開発費・ロボット等の運送費）

Q23) 「ロボット保護に必要な経費」とは具体的にどういうことか。

A23) ロボット保護の梱包材や専用コンテナ代、ロボットの運搬保険料等が想定されます。

Q24) ロボットを陸運する際、車両の保険とロボットの運送保険が不可分である。この場合は補助対象となるか。

A24) 補助対象となる保険は、ロボット本体に対する保険のみです。車両と不可分である場合は補助対象外です。なお、保険についても可能な範囲で複数見積もりを取るようしてください。